

柏崎市農業集落排水公共ます設置等基準

平成21（2009）年8月6日
令和3（2021）年1月1日一部改正
令和4（2022）年4月1日一部改正

柏崎市農業集落排水処理施設条例第3条第1項の規定による公共ますの設置等についての基準を下記のとおり定める。

第1条 公共ますは、次の各号の一に該当する場合を除き原則として画地官民境界より民地側1.0メートル以内に管理者が設置する。この場合の「画地」とは、受益地及び受益者が同一である隣接した土地の全部をいう。

- (1) 受益者分担金が未納である受益地
- (2) 一時に隣接した2画地以上を造成する受益地

第2条 前条にかかわらず、公道等に面していない画地においては、農業集落排水本管（以下「本管」という。）が敷設してある公道等より技術的、経済的に最も適切な土地を調査し、管理者が位置を決定し設置するものとする。この場合の「公道等」とは、次の各号に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180条）第3条に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路
- (3) 道路側溝を含む幅員が4.0メートル以上で、両端が前2号に掲げる公道に接続されており、かつ登記地目が「公衆用道路」である道路

第3条 前条第3号の規定を満たさない道路のうち、登記地目が「公衆用道路」である道路（以下「私道」という。）に接する画地の公共ますの位置は、公道等より1.0メートル以内の私道上とする。この場合の公共ますの箇所数は一箇所とする。

第4条 前条にかかわらず、次の各号の要件を満たす私道においては、私道に面した画地の敷地境界より民地側1.0メートル以内に設置し、必要な本管を管理者が敷設することができる。この場合私道所有者（地上権その他の権利を有する者を含む。）は、「私道農業集落排水設置申請書」（別記第1号様式）により申請しなければならない。

- (1) 私道に面した農業集落排水加入者（以下「加入者」という。）が2人以上であること。ただし、集合住宅等の場合の加入者は一棟を1人と数え、土地が共有名義の場合の加入者は共有名義人の複数を1人と数え、既に公共ますが設置してある加入者、本管が敷設してある公道等に面している加入者は数えない。
- (2) 私道の一端が既に本管の敷設されている公道等又は私道に接続し、さらに本管敷設工事施行可能な幅員を有していること。
- (3) 技術的に自然流下による下水の排除が可能であること、もしくは地形上自然流下が困難な場合には、ポンプ施設の設置が技術的に可能であり、必要な用地が確保できること。

2 新たな敷地造成により生じる道路は、前項の私道の取り扱いをしない。

3 第1項各号の要件を満たす私道における本管及び公共ますの設置の条件は次のとおりとする。

- (1) 必要な用地の使用は無償とする。-

- (2) 私道に設置された本管を加入者以外の者が将来利用することを認める。
- (3) 私道に設置された本管及び公共ますが必要なくなった場合の撤去費用の負担は、加入者とする。
- (4) 本管及び公共ますの設置後、加入者全員が速やかに排水設備の設置を行う。
- (5) 私道及び関係する土地を譲渡もしくは地上権を設定するなどの行為を行う場合、関係相手方に本条条件を引き継ぎ、権利及び義務を承継させる。

4 管理者は、第1項の申請を承認したときは、「私道農業集落排水設置承認書」(別記第2号様式)により申請人に通知するものとする。

第5条 この基準に定めるもののほか、新たに農業集落排水施設を築造又は撤去しようとする者は、「農業集落排水施設築造(撤去)工事承認申請書」(別記第3号様式)により申請しなければならない。

2 前項の農業集落排水施設を築造又は撤去する者は、「農業集落排水施設築造(撤去)工事等着手届」(別記第5号様式)を提出し、管理者の監督を受けなければならない。

3 前項により農業集落排水施設を築造又は撤去した者が当該工事を完了したときには、「農業集落排水施設築造(撤去)工事等完了届」(別記第6号様式)を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

4 農業集落排水施設を築造し前項の検査に合格した者は、「農業集落排水施設寄附申込書」(別記第7号様式)を提出し、当該施設を管理者に帰属させることができる。

5 管理者は、前項の寄附を採納したときは、「農業集落排水施設寄附採納通知」(別記第8号様式)により申込者に通知するものとする。

第6条 この基準に定めるもののほか、新たに公共ますを設置しようとする者は、あらかじめ「農業集落排水公共ます等設置(変更・撤去)工事承認申請書」(別記第9号様式)により管理者の承認を得るものとする。農業集落排水処理施設条例第4条に規定する公共ますを増設、移設又は撤去しようとする者も同様とする。

2 前項により公共ますを設置した者が当該工事を完了したときには、管理者の検査を受けたのち、「農業集落排水施設帰属承諾書」(別記第11号様式)を管理者に提出し、当該施設を管理者に帰属させるものとする。

第7条 公共ます又は排水設備を他者所有の土地に設置しようとする加入者は、あらかじめ「排水設備土地使用者同意書」(別記第12号様式)により土地所有者の同意を得るものとする。

第8条 排水設備を共同使用しようとする加入者は、あらかじめ「排水設備共同使用承諾書」(別記第13号様式)を管理者に提出するものとする。

第9条 農業集落排水処理施設条例第20条の規定による公共ますの共同使用をしている者が、共同使用にかかる公共ますの変更及び撤去をする場合、その経費は原因者の負担とする。

2 共同使用を解消し、個別の公共ますを設置しようとする場合も前項と同様に取り扱う。

第10条 公共ますは、管理者の承認なくこれを移設し、形状を変更し、又は取り壊してはならない。

2 農業集落排水処理施設使用者は、公共ますの維持管理に支障を来たすような工作物や物件を設置してはならない。

3 排水設備及び公共ますの管理不行き届きが原因で本管の機能に支障を来たした場合、管理者がその復旧に要する負担を加入者に求めることがある。

別記第1号様式「私道農業集落排水設置申請書」は、「柏崎市公共下水道公共ます設置等基準」（以下、「公基準」という。）別記第1号様式「私道公共下水道設置申請書」を準用する。

別記第1号様式の2「承諾書兼申請者名簿」は、「公基準」別記第1号様式の2を準用する。

別記第2号様式「私道農業集落排水設置承認書」は、「公基準」別記第2号様式「私道公共下水道設置承認書」を準用する。

農業集落排水施設築造（撤去）工事承認申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

農業集落排水処理施設に排水管を接続したい（排水管を撤去したい）ので、次のとおり申請します。

施 工 場 所	柏崎市
目 的	
工 事 内 容	管種 _____、口径 _____ mm、延長 _____ m マンホール種別及び箇所数 _____ マンホール _____ 箇所、小口径マンホール _____ 箇所 公共ます設置箇所数 _____ 箇所
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
概略工事費	円
施 工 者	(電話 _____)
添 付 書 類	1 設計書（又は見積書、単位及び金額を記入） 2 位置図（施工箇所を朱書き） 3 平面図 4 縦断面図 5 構造図 6 利害関係者の承諾書 7 写真（近景・遠景） 8 その他
備 考	

農業集落排水施設築造（撤去）工事承認書

第 号
年 月 日

申請者 様

柏崎市長

農業集落排水処理施設に排水管を接続する（排水管を撤去する）ことについて下記条件を付して承認します。

記

- 1 事業地区 農業集落排水事業 地区
- 2 施工場所 柏崎市
- 3 工事内容
- 4 工事期間 承認の日から 年 月 日まで
- 5 条 件

別記第5号様式「農業集落排水施設築造（撤去）工事等着手届」は、「公基準」別記第4号様式「公共下水道施設築造（撤去）工事等着手届」を準用する。

別記第6号様式「農業集落排水施設築造（撤去）工事等完了届」は、「公基準」別記第5号様式「公共下水道施設築造（撤去）工事等完了届」を準用する。

別記第7号様式「農業集落排水施設寄附申込書」は、「公基準」別記第6号様式「公共下水道施設寄附申込書」を準用する。

別記第8号様式「農業集落排水施設寄附採納通知」は、「公基準」別記第7号様式「公共下水道施設寄附採納通知」を準用する。

農業集落排水公共ます等設置（変更・撤去）工事承認申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申 請 者 住所

氏名 _____

(電話)

農業集落排水公共ます等設置（変更・撤去）工事について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

施 工 場 所	柏崎市
目 的	
施設の内容	
工 事 期 間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
工 事 費	円
施 工 者	(電話)
添 付 図 書	1 位置図 2 平面図 3 構造図 4 道路復旧図
備 考	

農業集落排水公共ます等設置（変更・撤去）工事承認書

承認番号 第 _____ 号
年 月 日

申請者住所
氏名 _____ 様

柏崎市長

年 月 日付けで申請のあった農業集落排水公共ます等設置（変更・撤去）工事承認申請については、次のとおり承認する。

施工場所	柏崎市
目的	
施設の内容	
工事期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
工事費	円
条件	

別記第 1 1 号様式（農基準第 6 条関係）「農業集落排水施設帰属承諾書」は、「公基準」別記第 8 号様式「公共下水道施設帰属承諾書」を準用する。

別記第 1 2 号様式「排水設備土地使用同意書」は、「公基準」別記第 9 号様式を準用する。

別記第 1 3 号様式「排水設備共同使用承諾書」は、「公基準」別記第 1 0 号様式を準用する。